

平成24年度 納税期限

税目	期別	納期限	口座振替日
固定資産税	第1・全期	5月1日	4月25日
	2	7月31日	7月25日
	3	12月25日	12月25日
	4	H25 2月28日	H25 2月25日
軽自動車税	全期	5月31日	5月25日
	第1・全期	7月2日	6月25日
町県民税	2	8月31日	8月27日
	3	10月31日	10月25日
	4	H25 1月31日	H25 1月25日
	第1・全期	7月31日	7月25日
国民健康保険税	2	8月31日	8月27日
	3	10月1日	9月25日
	4	10月31日	10月25日
	5	11月30日	11月26日
	6	12月25日	12月25日
	7	H25 1月31日	H25 1月25日
	8	2月28日	2月25日
	9	4月1日	3月25日

※口座振替の人で振替日に残高不足で引き落としできなかった場合は、納期限月の翌月10日（1月と5月は15日、金融機関が休業日の場合は翌営業日）にもう一度口座振替します。

☎ 税務課町民税係 ☎ 985-4110

確定申告が間違っていたら…

▷ 税額を多く申告していた

税務署にある更正請求書で訂正します。更正の請求ができる期間は、申告期限から1年以内です。

▷ 税額を少なく申告していた、還付を受けた税額が多かった
修正申告をしてください。税務署の調査を受ける前に修正申告すれば、過少申告加算税はかかりません。

▷ 確定申告を忘れていた

すぐに確定申告をしましょう。税務署の調査を受ける前に申告すれば、無申告加算税が軽減されます。

☎ 松山税務署 ☎ 941-9121（自動音声案内）
税務課町民税係 ☎ 985-4110

◎ 事業主の皆さん、忘れていませんか？ 法人町民税の修正申告

法人税額が修正申告や更正・決定で当初より増額になるときは、法人町民税の修正申告が必要です。すぐに修正申告書を提出してください。

☎ 税務課管理収納係 ☎ 985-4109

保険料や税の仮徴収が始まります

保険料や税を年金天引き（特別徴収）で納めている人は、本年度も引き続き年金天引きとなります。

保険料（税）額決定までは、2月と同額を納めてもらい、10月以降の本徴収で調整します。

▼ 対象保険料・税

- 介護保険料
- 後期高齢者医療保険料
- 国民健康保険税
- 町県民税

納付月	徴収区分
4月	仮徴収 どの月も 平成24年2月と同額
6月	
8月	
10月	本徴収 年間保険料（税）額 －仮徴収納付額
12月	
25年2月	

☎ 保険課保険料係（保険料のこと）

☎ 985-4227

☎ 税務課町民税係（税のこと）

☎ 985-4110

各保険料が変わります

◆ 介護保険料

介護保険料は、3年ごとに見直しが行われています。見直しの結果、平成24～26年度の介護保険料が次のように決まりました。

所得段階	対象者	保険料年額
第1段階	老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の人、または生活保護の受給者	28,800円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で課税年金収入額＋合計所得金額が80万円以下の人	28,800円
第3段階（特例）	世帯全員が住民税非課税で課税年金収入額＋合計所得金額が120万円以下の人	37,440円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で第3段階（特例）に該当しない人	43,200円
第4段階（特例）	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で課税年金収入額＋合計所得金額が80万円以下の人	47,820円
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で第4段階（特例）に該当しない人	57,600円
第5段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が125万円未満の人	69,120円
第6段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が190万円未満の人	72,000円
第7段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が500万円未満の人	86,400円
第8段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が500万円以上の人	100,800円

※保険料の所得段階は7月中旬頃決定し、通知書を送付します。

☎ 保険課保険料係 ☎ 985-4227

◆ 後期高齢者医療保険料

平成24・25年度の保険料の「均等割額」「所得割率」が決定しました。保険料は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と、前年の所得に応じた「所得割額」の合計が年額になります。

平成24年度の保険料額は7月に決定し、保険料額決定通知書で連絡します。

	24・25年度	22・23年度
均等割額	44,194円	41,227円
所得割率	8.72%	7.84%
限度額	55万円	50万円

保険料の負担軽減を継続

◆ 所得の低い人の軽減…世帯の所得水準に応じて均等割額を最大9割軽減します。基礎控除後の総額が58万円以下の方は、所得割額を5割軽減します。

◆ 被用者保険の被扶養者だった人の軽減…制度に加入する前日に会社の健康保険などの被用者保険の被扶養者だった人（国民健康保険・国民健康保険組合は除く）は、所得割額の負担はなく、均等割額が9割軽減されます。

☎ 保険課保険料係 ☎ 985-4227

愛媛県後期高齢者医療広域連合 ☎ 911-7733

◆ 国民年金保険料

平成24年度の保険料は月額14,980円です（前年度より40円引き下げ）。

学生納付特例申請

所得の少ない学生は、保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」が申請できます。前年度に学生納付特例制度が承認された人で、はがき式の申請書が送付された人は、必要事項を記入して郵便ポストへ投函してください。はがきが届かない場合や、初めて学生納付特例の申請をする人は、学生証（または在学証明書）、年金手帳、認印が必要です。※23年度の申請期限は4月末です。まだの方はお早めに。

☎ 松山西年金事務所国民年金課 ☎ 925-5175

町民課住民係 ☎ 985-4106

4月2日から 障がい者にタクシー助成券を交付します

タクシー初乗り料金の助成券を4月2日（月）から交付します。

▼ 対象者

町内在住で次のいずれかの手帳を持っている人

- ① 身体障害者手帳（1級～3級）
- ② 療育手帳（A・B）
- ③ 精神障害者保健福祉手帳（1級・2級）

※ 町外の施設入所者は対象外

▼ 申請手続き

手帳と認印を持って、福祉課障

がい福祉係へお越しください。

▼ 利用できるタクシー

松前交通タクシー、岡田タクシー、きたいよ、伊予観光タクシー、介護タクシーのうえ、城南タクシー、東洋タクシー、松一観光、アトムタクシー、こだま介護タクシー、介護タクシー悠、介護タクシーゆとり、愛媛近鉄タクシー、あゆみ介護タクシー、いよコスモス

☎ 福祉課障がい福祉係

☎ 985-4112

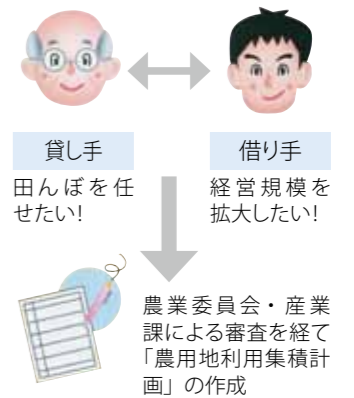
安心して農地の貸し借りを

「後継者がいない」「高齢で農作業ができない」などの事情で農地を貸したい人と、「機械をもっと効率的に使いたい」「経営規模を拡大したい」という人との間で安心して農地の貸し借りをを行う事業が「利用権設定等促進事業」です。この事業を利用すれば貸手・借手の双方にメリットがあります。

①貸した農地は期限がくれば必ず返ってくる

②期間満了前に、貸し手・借り手の双方に通知が来る

③期間満了後の離作料は不要



④利用権の再設定により継続して貸し借りができる など

●受付期間
4月2日(月)～23日(月)

●農業委員会事務局
☎985-4131

●統計 平成24年経済センサス-活動調査

調査へのご協力ありがとうございました。

結果は、国や地方の施策(県経済計算、市民経済計算、地域産業連関表、中小企業振興補助金など)の基礎資料として利用されます。個々の事業所の情報は、統計法によって厳重に守られますのでご安心ください。



●財政課統計電算係 ☎985-4101

●宝くじ助成事業 塩屋集会所を整備

宝くじ助成により、塩屋集会所が整備されました。



●町民課コミュニティ係 ☎985-4228

町営住宅の入居者募集

▼対象者(全ての条件を満たす人)

①町内に住所または勤務場所を有すること

②同居する親族(婚姻関係と同様の事情にある人や近く婚約する婚約者含む)がいること。家族を故意または不自然に分割や合併する世帯は申し込みできません。

※次のいずれかに該当する人は単身入居を認めます。

- ・60歳以上の人
- ・身体障害者(1～4級)
- ・生活保護者など

③入居しようとする世帯員の収入合計額が、条例で定められた基準内であること

④現在、住宅に困窮していることが明らかでないこと

⑤税金などを滞納していないこと

⑥暴力団員でないこと

⑦町営住宅の明け渡しを求められたことがないこと

⑧契約時に家賃3カ月分の敷金を納められること

⑨入居契約時に次の条件を全て満たす2人の連帯保証人がいること

- ・町内に住所があること
- ・入居申込者と同程度以上の収入があること
- ・連帯保証人はそれぞれ別世帯の人であること

▼家賃
毎年度、入居者の所得状況などから算定します。

▼申込書の交付・受付期間
4月16日(月)～27日(金)

※申込書に、世帯全員の住民票の写し、平成23年度(平成22年中の所得)の所得証明書と地方税などの完納証明書の添付が必要です。

▼申込先
まちづくり課町営住宅係
☎985-4122

4月6日～15日 春の全国交通安全運動

安全は

目配り気配り
思いやり

4月6日から15日まで、春の全国交通安全運動が実施されます。

◆チャイルドシートの利用

乗車時、小さなお子さんを膝の上に乗せることは大変危険です。チャイルドシートに乗っていただければ助かった命が多数あることを再認識して、子どもの命は親がしっかりと守ってあげましょう。

◆歩くときのポイント
交通事故で多いのが、道路横断中の事故です。次のことを特に気をつけましょう。

- ・道路を横断するときは必ず「みぎ、ひだり、みぎ」を徹底する
- ・遠回りでも信号機、横断歩道がある交差点を渡る
- ・車が来ていたら多少遠くでも通り過ぎるまで待つ
- ・通りなれた道でも油断しない

●町民課コミュニティ係
☎985-4228

特定非営利活動法人(NPO法人)認定などの受付

平成24年4月1日(日)から、これまで愛媛県が行っていた特定非営利活動法人(NPO法人)の認定などを、松前町が行います。

●対象 町内だけに拠点を置く団体
※拠点が複数の市町にある場合は県に、複数の県にある場合は国に申請してください。

●受付時間
平日8時30分～17時15分

●NPO法人への登録を希望する団体は、一度ご相談ください。

●町民課コミュニティ係 ☎985-4228

松山広域都市計画区域マスタープラン(案)の縦覧

愛媛県は、松山広域都市計画区域(松山市、伊予市、東温市、砥部町の一部、松前町)を対象に、将来の都市づくりの基本方針を示す「都市計画区域マスタープラン(案)」を策定しました。次のとおり縦覧を行います。

▼縦覧期間
4月6日(金)～20日(金)

▼縦覧場所 県庁土木部道路都市局都市計画課(第二別館3階)、

松前町役場まちづくり課

▼意見書の提出
都市計画(案)に対して、上記縦覧期間中に意見書を提出できます。提出方法などはお問い合わせください。

●県庁土木部道路都市局都市計画課都市計画係
☎912-2738

●まちづくり課
☎985-4124

平成24年度 水道検針・集金事務委託者

	委託者名	担当地区
検針員	大野 光	宗意原・今新開
	大石 知津	北黒田・宗意原・新立
	山本 巳千代	西高柳・北黒田西・南黒田
	楠野 千恵子	北黒田東・新立・宗意原
	稲場 真由美	神崎・塩屋
	加藤 初恵	大間・昌農内
	増田 恵美	新立・本村
	平野 さつき	上高柳・恵久美・横田
	高橋 季美枝	筒井
	戎屋 多恵子	
	峠越 明美	西古泉
	池内 桂子	北川原・南黒田
	渡瀬 紀代	徳丸・中川原・出作・鶴吉
	増田 弥生	
松田 未幸	永田・東古泉・大溝	
集金員	森本 由記美	南黒田西・北黒田・宗意原・筒井
	堀部 一美	本村・筒井東・西古泉
	松本 正子	新立・宗意原
	戒田 京子	塩屋
	阪東 利美	塩屋南
	西森 文子	北黒田東
	大野 光	新立(駅東)

●上下水道課水道業務係 ☎985-4133

地域密着型特別養護老人ホーム「こより」開設

町の指定で整備を行っていた地域密着型特別養護老人ホームが4月1日(日)に開設します。
地域密着型特別養護老人ホームは、定員29人以下の特別養護老人ホームです。身体または精神上著しい障がいがあるために、常時介

護が必要な町内在住の要介護者に介護サービスを提供します。
申し込み方法など、詳しくは直接お問い合わせください。
◎介護老人福祉施設「こより」
(神崎586-3)
☎985-5411

住民登録は正しくできていますか？

氏名・生年月日・性別・住所・世帯主との続柄などが記録される「住民登録」は、各種行政サービスの基礎となります。
住所を移した人は、速やかに住民登録の届け出を行ってください。

▽松前町から他の市区町村へ行くとき
松前町で「転出届」を提出↓交付される転出証明書を持って、転出先で転入届を提出

▽他の市区町村から松前町へ来たとき
転出証明書を持参して松前町で「転入届」を提出

▽松前町内で異動するとき

松前町で「転居届」を提出
転入届と転居届は、新しい住所地に住み始めてから2週間以内に提出することになっています。転出届は引越予定日の2週間前から手続きできます。出生届や死亡届も法律で届出期間が定められているので注意してください。

▼受付時間

平日8時30分～17時15分(届け出に伴い他課で手続きの必要人は早めに来庁してください)
◎町民課住民係
☎985-4105

子宮頸がん予防・ヒブ・小児用肺炎球菌ワクチン接種の全額補助期間を延長

平成23年3月1日から実施している「子宮頸がん予防ワクチン、ヒブ(インフルエンザ菌b型)ワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン」の接種費用を全額助成する事業を、25年3月31日まで延長します。これらのワクチン接種は、本人(保護者)の意思に基づく任意の接種です。

▼対象者 松前町に住居登録または外国人登録があり、それぞれのワクチンの対象年齢に該当する人
▼接種期限 25年3月31日まで
▼接種方法 委託医療機関に予約

後、接種してください。

▼持参品 母子健康手帳、健康保険証など氏名・住所・生年月日が分かるもの、これまでの接種履歴が分かるもの(接種券・予診票は委託医療機関にあります)
【子宮頸がん予防ワクチン】
▼対象 中学1年生～高校1年生相当年齢の女性
※高校2年生相当年齢(7年4月2日～8年4月1日生)の女性で24年3月31日までにこの助成制度を利用した人は、残りの接種回数対象となります。

▼接種回数・間隔

◎健康課保健センター係
☎985-4118

サーバリックス 初回接種から1ヵ月後、6ヵ月後の計3回
ガーダシル 初回接種から2ヵ月後、6ヵ月後の計3回
【ヒブ・小児用肺炎球菌ワクチン】
▼対象 生後2ヵ月～5歳未満の乳幼児
▼接種回数 接種開始年齢で回数
が異なります。
ヒブワクチン 2ヵ月以上7ヵ月未満：4回、7ヵ月以上12ヵ月未満：3回、1歳以上5歳未満：1回
小児用肺炎球菌ワクチン 2ヵ月以上7ヵ月未満：4回、7ヵ月以上12ヵ月未満：3回、1歳以上2歳未満：2回、2歳以上5歳未満：1回

◎健康課保健センター係
☎985-4118

医療機関名	所在地	電話	子宮頸がん	ヒブ・小児用肺炎球菌
おち内科循環器科	大溝 508-12	960-3620	○	
おひさまファミリークリニック	筒井 399-1	984-0088	○	
梶原クリニック	出作 1-1	960-3197	○	○
木口内科	西高柳 110-1	984-3729	○	
しげかわ産婦人科	恵久美 804-1	960-3500	○	
しのぎき医院	西高柳 246-4	985-2000	○	○
たけだ内科クリニック	筒井 947-7	985-0003	○	
武智泌尿器科・内科	恵久美 711	960-3555	○	
友澤外科	北黒田 173-1	985-0511	○	○
松野内科クリニック	大間 166-1	961-6677	○	
むかいだ小児科	恵久美 792-1	985-0115	○	○

※その他の委託医療機関はお問い合わせください。

まさき!元気♡ ウォーキングクラブ 参加者募集

ウォーキングは手軽に始められる健康づくりのための運動です。より効果的なウォーキングの仕方を、1年を通して楽しく学んでみませんか。

- 日時 年10回 毎月1回木曜日 (8月は休み)
(第1回は5月24日(木)10時～11時30分 松前町総合福祉センター2階健康診断室)
- 場所 松前町総合福祉センター、松前公園、地区公民館など
- 講師 ヘルスフィットネスインストラクター 井門恵理子さん
- 内容 ウォーキングについての講義、実習

※現在医療機関で治療中の人は、必ず主治医と相談して参加してください。健康上運動制限のある人は遠慮いただくことがあります。

- 申し込み 電話申し込み
- 締め切り 5月7日(月)
- 申込先 健康課保健センター係
☎985-4118

参加者の声

歩くときの姿勢を意識するようになった。日々継続しようという意識が強くなった。

前後のストレッチで体の筋肉がときほぐされ、体全体が軽くなった。日常生活にも思い出して取り入れている。

「外の空気に触れる」「自然を感じる」など、いろいろ学ぶことが多くて楽しいです。



まさき万歳の歌詞を募集します

本年は松前町文化協会が創設されて30周年。この記念すべき年に、後世に残るようなイベントを実施しようと、伊予万歳で「まさき名所づくし」を創作します。その歌詞を町民の皆さんから募集します。ふるって応募ください。

◇歌詞 ①歌いやすいように、7.5調で書いてください。

②町内にある名所旧跡を必ず入れてください。

【名所・旧跡とされるもの】 義農作兵衛、おたた、はんざり、松前城跡、金蓮寺、玉生八幡、貴布瀾神社、延命地藏、国近川、福德泉、百八灯、珍味など
③単に史跡や名所の羅列にならず、人の心に響く表現を。

例)二人の絆 夫婦橋 出合の橋で 実を結ぶ
石鎚山の伏流水 水の宝に恵まれて 義理と人情の強い町

◇締め切り 6月29日(金)

◇審査 文化協会が審査。採用者は表彰します。なお、原文は部分的に添削することもありますのでご了承ください。

◇歌詞が決定次第、レコーディングは松前町出身の民謡歌手・藤田かおりさん、振り付けは舞踊部で行います。

応募先 松前町文化協会(松前総合文化センター内)
〒791-3120 松前町大字筒井633 ☎985-1313

平成24年度

義農祭

義農作兵衛の遺徳をしのんで

享保の大飢饉の際 後世に麦種を残すため 自らの命を犠牲にして 亡くなった 義農作兵衛をしのび 義農祭を開催します。

日時 4月23日(月)10時～
場所 義農公園
内容 式典、散餅、各種特産物などの即売

◎総務課企画政策係
☎985-4103

